

「第2回 市場仲介者分科会」議事概要

日 時：	平成23年2月8日（火） 13時～14時50分
場 所：	東京証券会館6階 第7会議室

次 第

1. 未公開株や社債を用いた詐欺を防止するための対応等について
2. 今後の予定

議 事

1. 未公開株や社債を用いた詐欺を防止するための対応等について

- (1) 事務局から、株式・社債の勧誘主体と法令諸規則との関連について、未公開株や社債を用いた詐欺を防止するための証券業界における取組み及び未公開株詐欺の実態・手口等について、並びに第1回マーケット・インフラ分科会における議事概要について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。

【主な意見】

- ・ 実際に未公開株に関する勧誘を受けた。既存の証券会社に似た名前を使用しており、金融庁や協会へ業者の登録・加入の有無につき確認をしたことがある。このような情報提供・相談をした際、そのような業者はいないということが分かったが、当局や協会に提供された情報がその後どう活用されるのかが見えなかった。情報提供者、相談者に対してその辺りを知らせてあげることも信頼をより向上させるためには必要ではないか。
- ・ 未公開株・社債等の詐欺に遭い被害を受ける方に、正規の証券投資経験が有るのか無いのか、どちらの方が多いかによって、その対策も既存の投資家向けなのか、幅広く消費者まで見ていくのか異なってくるのではないか。
- ・ 投資を持ちかける詐欺手口は、古くから会員権や不動産などについて見受けられるものである。こうした詐欺手口の対象となったことのある他業態における取組みの過去の蓄積や知見も参考となるのではないか。
- ・ 振り込め詐欺が話題となった頃は、官民総出でコストをかけ対策を取り、やっと少し収まってきたような状況である。その時振り込め詐欺をしていた人間が現在、未公開株・社債等の詐欺を行っているのではとも言われているが、このような問題を抑え

るためには相当の労力を一定の期間投入する必要がある。

- ・ 各社の取組みはそれぞれ異なると思うが、当社ではコールセンターで未公開株・社債に関する情報をいただくことがある。当社の名前や当社の社員名を騙る、それに似たような業者名を使用したケースが多いが、当社ができることは日本証券業協会のコールセンターや金融庁の電話番号を紹介するにとどまっている。例えば、日証協と証券会社等が情報を共有し、業者サイドでも当事者意識を持って対応できるような取組みも検討してよいのではないかと。
- ・ 当社の名前も未公開株詐欺で使われたことがあり、一度騙された人に被害回復を持ちかける手口もあると聞いている。当社と取引のあまり無い顧客にそのような勧誘電話が行くこともあり、何らかの方法でそうした情報を早めに協会に集約し、ブラックリストのようなものを公表できると良いのではないかと。
- ・ 正規の登録業者名などのポジティブリストであれば公表は比較的やりやすいが、ネガティブリストの公表については、情報の信憑性の問題もあり、相談を受けた業者名や銘柄について協会が公表していくというのは難しいのではないかと。
- ・ 振り込め詐欺の場合と同じだと思うが、銀行の役割が重要ではないかと感じる。お金を振り込むという行為の段階で、高齢者の方々は金融機関の窓口を利用することが考えられるので、その際に注意喚起や確認ができないか。そうした意味でも他業態と連携していくことが重要ではないかと。
- ・ 電話による被害が多いということを考えると、通信・IT技術からのアプローチで対策を取ることができないか。例えば、コンピュータのウィルスはウィルス対策ソフトを各社が出していて搭載することで対応できている。システム的に、おかしなところからは電話がかかってこないといった対応も無いと、被害がいつまでもなくなるのではないかと。
- ・ アメリカでは、投資家側から電話番号を登録することにより、不招請勧誘を拒否することができる「Do not call registry」制度がある。そのようなシステムを導入することで高齢者の被害を未然に防止することができるのではないかと。
- ・ 画一的な対策は、問題の無いケースまで影響し、不便にしまうリスクもある。例えば、電話をブロックするような対策は、自宅電話の場合、そこに住む家族全員に効力が及んでしまう点など、考慮すべきことも多いのではないかと。また、詐欺集団であれば、Do not call list（勧誘禁止リスト）を無視してランダムに電話をかけ、かかったところから未公開株の勧誘をしていくということもあり得る。

- ・ 不招請勧誘規制を導入しても、結局は真つ当な業者が顧客と触れる機会が無くなるだけではないか。その結果、証券会社として必要な情報を提供できなくなり、投資に対する普及啓発が進まなくなる懸念もあるように思う。
- ・ 金融機関とタイアップし、銀行の窓口などに見やすく注意事項を掲示するなどの方法はあると思う。また、高齢者など、必要なところに情報を届けるという観点では、消費者庁の「見守りネットワーク」以外にも、介護ヘルパー等を通じて広くパンフレットを配ったりすることも有効ではないか。

(2) 引き続き、事務局より外務員資格試験・登録制度の概要について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。

【主な意見】

- ・ 現在、外務員の数 は 54 万人であるが、彼らが厳しい外務員資格試験を受け、合格した営業員だけが有価証券等の勧誘ができるという制度があることもまだ一般的に知られていないのではないか。
- ・ 未公開株・社債等の詐欺被害に遭う側からすると、実際に話をしている者が証券会社であるのか無登録業者であるのかわからないケースが多い。金融庁では登録業者をホームページに掲載しているが、高齢者にはインターネット環境の無い方も多く、まず判断する基準が無い。外務員がきちんと資格を持っているかどうかについて、現状では対面してもわからないと思うが、それを知ることができるようにすることも重要ではないか。
- ・ アメリカでは、FINRA（金融取引業規制機構）のウェブサイトからインターネットを通じて外務員情報にアクセスすることができる。名前を始め、所属・経歴や処分歴が掲載されており、年間数百万件のアクセス数があるとのことである。
- ・ 外務員の経歴公表に係るプライバシーの問題については、例えば、弁護士では所属・専攻等がわかるようになっている。外務員として、プロとしての職務経歴に係る部分は公表しても良いのではないか。ただ、それがインターネットのみで良いのかという問題はあと思う。
- ・ 未公開株・社債等の詐欺的行為については、証券業界としては直接関係ないにも関わらず影響を受けている問題である。投資家への一層の啓発活動が必要だと感じるが、日証協としては相談窓口やシステムを用意していながら、その認知度が低いという事

実もある。

外務員については、有資格者が勧誘しているということが判別できる仕組みを持つことが大事ではないか。ただ一方で、判別できるようにするにしても、そのシステム対応やコストの問題はある。

- ・ 外務員資格試験に合格することは従来より難しくなっている。プロフェッショナルであるということをもっとアピールし、「外務員＝外回りの営業」という誤ったイメージを払拭していき、その結果として未公開株詐欺の防止にも繋がればよいのではないと思う。

2. 今後の予定

次回開催は2月25日（金）。

以 上

お問い合わせ先：政策本部 企画部（TEL:03-3667-8535）

本議事要旨は暫定版であるため、今後変更があり得ます。